

ID: 1685

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	工事完了の検査(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第36条第2項の適用)		
法令名称 根拠条項	都市再生特別措置法 第93条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 適用する都市計画法第36条第1項及び第2項の規定による。 (工事完了の検査) 第36条 開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日